

の趣および兵太夫へ被仰たる話の趣など有のまゝ申上ける處、成程尤なる事也。是はおれが一生の分別をこなひ致し申遣したり。さすが浮田中納言也と御意被成と也。是は家康公へ利政君の御返答と同事也といへり。今按ずるに、右の傳話なども皆享保頃の俗談にて、澤橋兵太夫が發起して、八丈島へ渡海せんと伊豆の浦まで至り、空しく立歸り、幕府へ直訴せし事などをば追々聞誤りて、かゝるよしに語り傳へたるものなるべし。抑宇喜多中納言秀家八丈島へ配流せられし事は、烈祖成績に云ふ。慶長八年癸卯八月十八日。宇喜多秀家其子八郎秀勝流于八丈島。先是秀家匿于薩摩。島津義弘恐事露。再送加賀前田利長。利長怒其忍耻求生。告狀神祖。神祖以其爲利家之女。減死一等流于八丈島。秀家落髮號林福。享壽八十餘。寛文二年卒于八丈島と。右八郎秀勝が弟を小平次と云ふ。八郎が子太郎助、其の子孫九郎と云ひ、小平次が子藤松、其の子三助、其の子半平と云ふ。其の家族皆八丈島に相續し、家系連綿して世々前田家より恩施ありし米穀・金幣等の施物を以て、數百年の間家族を養育し、島地に歴世男女共に徒食して星霜を經

たるも大藩の恩澤にて、慶長以來天下太平に屬し、諸藩無事に領國を治め來れる餘澤とはいへども、實に宇喜多家の幸と云ふべし。又前田家より八丈島宇喜多家の子孫へ年々物品を贈られ、彼の子孫世々此の贈物に依つて活計を立てたるもの、是全く澤橋兵太夫が忠孝の眞心より起りたる美事なること知られけり。其の物品は、享保・元文・寛保寛政年間に前田家より八丈嶋宇喜多子孫への贈物目録を見るに、秀家卿の子孫追々數家に分れ、其の家族及び家來筋なる村田助六の家族までも残らず人別に贈らるゝ例にて、其の物品は金子・染絹・染帷子・染木綿・染布・染手拭及び帶地・綿糸・筆・紙・墨・扇・剃刀・煎茶・藥種類なり。米は一統へ白米四斗俵七十俵、右員數夫れ〳〵定ありて贈らるゝ例也。駿臺雜話に、毎歳とあれども後隔年に成りたりけん。享保二年四月幕府への言上書にも、左之品々先年より隔年に遣申候。此外藥種願越に付遺儀も有之とあり。又寛政八年彼の嶋打續き凶作の由にて助成米、頼來るに付き白米七十俵不時に贈られたるよし記録に見えたり。按ずるに、宇喜多秀家は前田家に於て元祖贈從一位利家卿の御君也。前田

家略譜に、利家卿第四女於語姫。幼而爲豐太閤之養女、被嫁備前中納言秀家卿。故世人稱備前上様。生二男一女。慶長五年秀家卿配流于八丈嶋。依之來金澤。賜粧田千五百石。寛永十一年五月廿三日卒。年六十一。とあり。さて宇喜多家は慶長八年八丈嶋へ配流せらるゝより、明治維新の際彼の一族悉く召返されし時まで、凡そ二百七拾年間八丈嶋に土着し、家族追々繁息すといへども、前田家より運送せらるゝ米穀・金幣等を以て活計を立て、維新の恩典に依つて嶋地より立歸り、内國一般の人民と成れるもの、全く澤橋兵太夫が忠孝に依りてなるべし。故に今願末を爰に詳記す。

○天徳夫人御局舊邸

關屋政春の古兵談に云ふ。天徳院様元和八年戊七月三日御他界也。翌九年十二月十八日奥村河内屋敷より火事、御城中以の外騒動、火移るやうに見えたり。御局御子様方を引連まし表へ出けるを、利常卿御叱りに付奥へ入たり。同年の二月歟、御局表へ出、老中へ對面して何やらん臆分の躰也。脇指を指て居たり。舊冬河内屋敷の火事的首尾と聞

たり。老中は頭を地に付、いかやうとも御意次第、江戸へ御歸り被成度ば其通り、是に御座有度ば其分、上方へ御越被成度ば御勝手次第、何様にもと被仰たり。同年四月三日御局天徳院へ參詣之時、御城御門へ被仰渡、女房之分何者によらず御城へ不可入との事にて、御局を下屋敷へ直に被遣、是より不出。右御局屋敷は奥村壹岐の隣、唯今神尾伊兵衛屋敷也と。延寶の金澤圖に次に載せたる如く見ゆ。元祿六年の士帳に、神尾伊兵衛小姓衆町二番町と見え、享保九年の士帳に、馬廻組五百石小將町神尾直右衛門とあり。按ずるに、伊兵衛直保は神尾主殿助秀直の子にて、五百石賜はる。其の子を傳太夫と云ひ、傳太夫無子實弟を養嗣子とす。是直右衛門也。

○天徳夫人御局傳話

菅家見聞集に云ふ。元和八年七月三日中納言利常卿之御簾中逝去、于時廿三歳、號天徳院殿。翌九年八月下旬天徳院殿之御局罪科有之、毒蛇責被行と。關屋政春の古兵談には、元和十年の夏津田三左衛門とて三百石取御小將に被仰付、御局を蛇責に被仰付、則御成敗なり。御局は江戸御船奉